

| | |
|------------------|---|
| Title | 財政経済評論 |
| Sub Title | |
| Author | 浪速, 次郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1919 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.5 (1919. 5) ,p.655(109)- 663(117) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190501-0109 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

實あるときは同人は醫學上の病名如何に係はらず保険契約締結當時疾患夫自體を自覺し居りたりと推定すべく保險者の立證を俟て之を決すべきものに非ず

右要旨は氣管枝加答兒は一般に生命に對し危険性を有する疾患なること從て之を告知せざるは告知義務の違背なること及び其疾患を知りたるや否やの認定に關しては被保險者か氣管枝加答兒に罹りたるときは其病名の如何に係はらず疾患自體を自覺したりと推定すべきものなりと認めたるものにして是等の諸點に關しては正當なり然れども被保險者か氣管枝加答兒の病名如何に係はらず其疾患を自覺し居りたりとするも同時に其重要なる事項なること即ち生命に危険を及ぼすべき疾患なることを自覺したりと云ふを得ざるへし被保險者は疾患當時醫師の診察を受くるも醫師は必ずしも患者に對して其生命を短

縮するの危険あることを説かざるへく寧ろ其疾患の多く意に介するに足らざるを説きて患者に安心を與ふるか如き場合なきや患者も亦之を信して自己の疾患の重大なることを自覺せざることなきや斯の如き場合に被保險者は疾患自體を自覺し居りしも其危険性を有することを知らず且つ之を知らざるに付き其重大なる過失なかりし時は之を告げざる場合に告知義務の違背となりや吾人は之を否定せんとす披保險者は重要な事項を告ぐる義務あるも重要ならざる事項は之を告ぐるの義務なし故に重要な事項と雖も其重要なることを重大なる過失なくして知らざりしときは之を告げざるも告知義務の違背とならざるへし本判決は此點に於て尙疑問の餘地を存するものと云はざる可らず

財政經濟評論

浪 速 次 郎

一 開墾助成法 先月四日に開墾助成法なるものが發布せられたが、其主なる規定は開墾、湖海の埋立、干拓若しくは開田を行ふ者に對して其工事の爲に支出したる總金額の百分の六以内の補助金をば、工事開始の年より工事終了後四年に至る期間内に於て、毎年政府より交附すると云ふに在る。最初政府が衆議院に提出したる同法の原案には、此補助金は最後に交附したる年の翌年より起算して、二十ヶ年間に、受領者をして之を政府に返還せしむるの條項を設けて居つたのであるが、同項は下院に於て削除せられ、貴族院も修正の儘で通過した。又、政府が原案を最初下院に提出した際に於ては、五十町歩以

下の開墾には、本法を適用し無い考であつたが、同院特別委員會の意見を尊重して、五十町歩以上の開墾には補助金を與へることに同意したのである。更に原案には、補助金の交附は「豫算の範圍内に於て之を行ふとの規定があつたが、衆議院に於ては各派一致して此九字を削除した。貴族院に於ては此文句の復活を極力主張する者が尠く無かつたが、同院にても結局衆議院の修正を容れることゝ爲つた。

然らば、本法の適用に依りて政府が如何なる程度まで開墾を奨励し、又如何程の負擔を豫期して居るのであるかと云ふに、本土及び北海道に於ける未開墾地中で將來開墾し得る見込のある面積は約二百萬町歩であつて其の中内地に屬するものが百三十萬町歩程あるが、此百三十萬町の内五十萬町の開墾に對して補助金を與へる計畫である。此計畫は今後三十ヶ年に亘るもの

であつて、之を二期に分ち、第一期は十五ヶ年で、此十五ヶ年間に二十五萬町の開墾を助成するの案を立てゝゐる。而して開墾費の見積は田は一反七十五圓、畑は一反二十五圓で、平均五十圓である。又、開墾に要する年数は五ヶ年位と看做し、其の後の三ヶ年を合して合計八ヶ年間補助金を交附する豫定であるが、大正八年度中には、五千町歩の開墾補助の出願があるものと看做し、之に對して總額金四萬五千圓の助成金を與へる見込を立て、既に此金額は同年度歳計豫算に計上して、議會の協賛を経て居る。而して上記第一期の開墾奨励に對しては今後二十ヶ年に亘りて助成金を交附する豫定であつて、其總額は四千九百萬圓に達する見積である。

政府が此開墾助成法を立案して、議會の協賛を求むるに至つた表面の理由は、云ふ迄もなく米穀産額の増加を圖らうと云ふに在る。現内閣

は、其の成立後、米價の暴騰を緩和する爲めに、或は外米輸入税の一時的撤廢を斷行し、或は米穀取引所に於ける外米代用を認可する等種々の手段を講じたのであるが、此等は皆應急的米價調節策であつて、他に米穀需給の根本的調節策を鋭意講究して居るとは當局者の屢々聲明し居つた所であるが、開墾助成法案は即ち其研究の一成果に外ならぬと思はれる。

然しながら、開墾助成法の實施に依りて、果して米穀の需給が根本的に調節せらるゝであらうか。議會に於ける政府委員の説明に據るに、國內に於ける米穀産額は今日既に其需用を満たすに足らないのであるが、人口は一方に於て年々膨脹しつゝあるが故に、内地、朝鮮及び臺灣を通じて考へて觀ると、今後三十ヶ年間に於ける不足が總計三千二百三十八萬石に上るのである。是れは、勿論、米穀の産額が今後増加し無いと

見た場合の計算である。然しながら、假りに開墾助成法が實施せられて、十五ヶ年間に新たに二十五萬町歩の開墾が行はれるとすれば、夫れより今後三十ヶ年間に生ずる米穀の増収が三千二百六十二萬石に達する見込であるが故に、我國に於ける米穀の自給が確保せらるゝことに爲ると云ふのである。

此政府の目論見が、計畫通りに、實現せらるゝとせば、誠に結構なることと云はざるを得ない。又、政府が國民の幸福を増進する目的を以て、殊に充分なる穀物の供給を圖る上に於て百年の大計を樹立するの肝要なるは茲に喋々するの必要を見ない。然しながら、吾人は三十ヶ年後に於ける穀物の供給に就きて考慮すると同時に十ヶ年後、五ヶ年後、否な本年度に於ける其供給の過不足に關しても充分なる講究を試みて、昨年夏期の米騒動の再發を豫防す可きでは無い

か。政府が大正八年度に補助金を交附する開墾地は僅かに五千町歩で、九年度に於ても僅々一萬町歩の開墾に對する補助金交附の申請を豫期して居るに過ぎない。而かも、此等の開墾地は四五年後に始めて効果を充分に發揮するものであるが故に、開墾助成法の適用を受くる開墾に基く米穀の増収が米價に著しき影響を及ぼす程度に達するのは恐らく同法の實施後八九年又は十數年を経たる後のことであらうと思はれる。換言すれば、同法の永久的効力は之を否定すること不可能であるが、今後十ヶ年以内に於て、同法が果して米價調節上幾何の効力を有するかは疑問とせざるを得ない。

此疑問以外に、吾人の了解すること能はざるは開墾助成法と耕地整理法との關係である。從來開墾は耕地整理法に依りて多少の補助奨励を受けて居つたのであつて、年に依りて勿論相違

はあるが、我國の米作反別は毎年幾分か増加して居つたのである。過去十年間に於ける此増加率を平均するに、一ヶ年約一萬七千町歩に當つてゐる。従つて、假りに此増加率が將來に於ても維持せらるゝとせば、十五ヶ年間に田地は二十五萬町歩増加する筈であつて、是丈けの増加は、開墾助成法が發布せられずとも、將來に於て豫期することが出来るものと云ひ得る。若し果して然らば、開墾助成法の適用を受けて今後十五ヶ年間に開墾せらるゝ二十五萬町歩の田地は耕地整理法の補助を受けて開墾せらるゝ二十五萬町歩以外のものであるか。換言すれば今後十五ヶ年間に、田地は耕地整理法の爲めに二十五萬町歩、開墾助成法の實施に依りて二十五萬町歩、合計五十萬町歩増加する見込であるか。議會に於ける政府委員の説明に據れば、政府が此見込を有して居る様には思はれない。殊に耕

地整理法の適用を受くるも、開墾助成法に基く補助を受くるも、全く開墾者の自由選擇に任ずるのであるが故に、何人と雖も、出來得可くんば、開墾助成法の適用を望むに違ひない。如何となれば、開墾助成法は耕地整理法よりも多額の補助金を開墾者に與へるものであるからである。若し果して然りとせば、現に將來耕地整理法の適用を受けて開墾を試みんとして居つた者は今後開墾助成法に依る政府の補助を申請するに相違ない。従つて開墾助成法は單に従前耕地整理法に基きて中央政府並に地方廳が與へて居つた開墾補助金を増額するの結果を呈するに止まりはしないか。耕地整理法に依る補助金は開墾實費の一割八分九厘に相當し、開墾助成法に基きて支出せらるゝ補助金は開墾實費の二割八分に當ると云ふことであるから、後者は前者よりも約九分方多額の奨励金を與ふるのである。勿論、

せらるゝのであるから、夫丈け開墾が従前よりも大なる刺激を受け、將來に於ける年々の開墾地の面積が過去に於けるよりも多くなるかも知れり難い。又、耕地整理法の與ふる丈けの補助にては收支償はざる開墾も、開墾助成法の適用を受ければ、採算上有利となる場合もあり得るから、此見地よりして開墾の増加を豫期することも出来る。更に又、開墾助成法は五町歩以下の開墾には適用され無いのであるが故に、此法律に依らずして、従前の如く耕地整理法の下に於て行はるゝ開墾もあることと思はれる。然しながら、吾人は、一方に於て、開墾助成法が發布せられたが爲めに、却つて開墾が延期せらるゝ場合の絶無でないことを憂慮せざるを得ない。如何となれば、現に耕地整理法に基く補助を受けて開墾を企てんとして居つた者が、開墾助成法の適用を受くるを有利なりと思惟して、同法

に依る補助を申請せる場合に、政府の豫算の都合上、翌年又は翌々年に於て始めて補助を受け得るとせば、開墾をば一兩年延期するやも測り知り難いからである。若し果して然らば、開墾助成法は必ずしも耕地整理法以上に開墾を刺激奨励するものであるとは斷言し難い。假りに、開墾助成法が開墾を有效的に奨励するものであるとしても、吾人は其の運用に多少不公平の點あるを悲しまざるを得ぬ。同法の明文には無いが、其の施行細則に於て同法の適用をば、上述の如く五町歩以上の開墾に限定すると云ふことである。當局者の試みたる開墾費の豫算は田一反に付七十五圓であるから、五町歩を開墾するには總額約四千圓を要する。此金額に相當する投資を爲し得るは中農以上であつて所謂五反百姓の到底企圖し能ふ所でない。従つて、工面の良き中農大農は開墾に對して多額の

補助を受くるに反し、小農過小農が却つて、其の數度の開墾に對して、比較的少額の補助金を受くるの結果を呈するに至りはしまいか。政府は何故に開墾助成法の適用をば五町歩以下の開墾に及ばさ無いのであるか。吾人は決して政府が有ゆる施設に於て、常に上に薄く下に厚くす可きものであると主張する者では無い。然しながら總ての場合に於て、各階級に對する政府の態度が常に少くとも公平である可きことに就きては、何人と雖も、異論はあるまいと思ふ。論者或は、若し同法の適用を五町歩以下の開墾に及ぼせば、申請件數激増して、取扱上不便多く、調査に手間取り得る所少からんと云ふかも知れないが、政府の手續が煩瑣と爲るの故を以て、小農の利害を無視して良いとは暴論であると云はざるを得ない。若し取扱の便宜上、階級間に等差を設るくの必要ありとせば、寧ろ小農に對

して有利なる處置を採る可きではないか。

茲に至つて、吾人は開墾助成法案を提出した政府の動機に就きて一言せざるを得ない。同法は、上述の如く、近き將來に於て内地の米穀産額を増加して、米の自給を齎すの効果を有するものとは看做し難いのである、然らば、何故に政府は同法を立案したのであらうか。惟ふに、政府は過去數ヶ月間に於て種々の方法を講じて結局定期米の低落、是れに連れて幾分か正米の下落を誘致するに成功したが、一方米價の低落は中農大農に少からざる打撃を與へたのであるが故に、是れが埋合せとして中農大農に對して特種の利益を與ふる開墾助成法を立案したのであるまいか。而かも此種の立法としては同法は實に妙を極めたものであると云はざるを得ない。如何なれば、表面に現はれたる同法の目的は農家の保護に非ずして、開墾を奨励して内地

に於ける米作反別を増加し、延ひて米穀産額の増進を誘致し、以て米價を永久的に調節せんとするに存するからである。

二 瓦斯の値上 東京の瓦斯値上問題は益々紛糾して拾收す可からざる状態を呈して居る。市會が之が研究に數ヶ月を費しながら、未だ之を解決すること能はず、漸やく最近に至りて瓦斯會社の營業状態の調査を依頼す可き適當なる技師の選擇を農商務省に依頼するとは實に甚敷失態である。交通機關の完備、水道、下水、其他今後帝都に於て幾多解決を要する問題の少からざる今日、瓦斯の値上の如き比較的單純なる一問題を審議するに當りて、市會議員が腕力沙汰に及ばんとさへせる陋態を見ては、吾人は市政の前途に關して深く憂慮せざるを得ない。若し實際に値上反對者が誠心誠意を以て、瓦斯會社の横暴を糾弾せんと努めて居るとすれば、――

して吾人は之を信せざる可からざる理由を持たぬ――吾人は其公其心と其勞とに對して深く感謝する。然しながら、瓦斯會社は値上認可の遅延より生ずる損失を償ふ爲に、瓦斯の性質を粗惡に爲す様なことはあるまいか。瓦斯の壓力の不足又は空氣混入に關する非難は吾人の屢々耳にせる所である。瓦斯製造に關する専門的知識を有せざる吾人は瓦斯會社に對する此等の非難が果して幾何の根柢を有して居るかを知らない。然しながら、假りに會社が故意に劣等なる瓦斯を供給しつゝありとすれば、値上の遅延は寧ろ需用者に取つて不利益なる結果を呈して居るやも測り知り難いのである。殆んど有りと有ゆる貨物の市價が騰貴し、地代、家賃、電車賃、電燈料、運賃等も値上され、俸給、賃銀も之に連れて昂騰し、小包郵便料迄引上げられたる今日に於て、瓦斯料金丈けが従前の率を維持す可きであ

ると需用者が考へて居るとは思はれない。瓦斯會社も一個の營利會社ではないか。營利事業である以上、同社の重役が他の營利會社と同様利潤を増加し度く思ふのは怪むに足らない。市との契約を楯に取りて市會が飽く迄會社と争ふのは少しく大人氣ない所がないでもない。炭價及び鐵價を標準とせる滑走率を定めて、此際多少の値上を認可し、會社をして一日も早く品質純良なる瓦斯を充分に供給せしめた方が得策ではあるまいか。

三 官吏の臨時手當 政府は昨年四月より判任官以下に對して四割乃至六割の戰時手當を支給し、九月より年俸二千圓以下又は高等官五等以下に對して二割乃至三割の臨時手當を給與し來つたのであるが、物價騰貴の率に比して、此手當が餘りに少額であつたことは何人も認めざるを得なかつた。然るに、先月より政府は官

吏全體に對して平均俸給の均五割に相當する臨時手當を支給し、其の割合は幾分か上に薄くし、下に厚くすることにした。此程度の手當は既に一兩年前より支給す可きであつて、漸やく本年より之を行ふは頗る後れたりとの感を與へざるを得ない。然かも、後れたりとも、尙ほ全然行はざるに勝れるは云ふ迄もない。

歐洲大戰勃發の誘致せる物價の暴騰は一時富の分配を著しく不平均ならしめたが、時を経るに従ひ、企業の勃興は殆んど有ると有ゆる階級を利し、幾分か分配の平衡を恢復するに至つた。而かも尙ほ最近迄は官吏は戰争景氣の恩恵に浴することを得なかつたのであるが、原内閣の英斷に依りて、一般官吏も之に多少均霑することが出來る様になつた次第である。是れにて、尙ほ今日に於ても多少の例外はあらんも、一般的に云へば、國民所得は戰時に比して少くとも五

六割の増率を呈したことに成つてゐる。

斯くの如く、國民の所得が概して著しく増進せる以上、物價が戰前の率に復歸する見込は愈々少くなつた。而かも、是れ決して悲む可き現象ではない。物價が騰貴すると同時に、總ての人の所得が略ぼ同程度に増加せば、國內に於ける各個人の物質的幸福は、相對的に之を觀れば従前と異なる所がないのである、然しながら、國民全體の所得の桁の上つたことは外國に對する日本人の經濟的地位を向上せしむるの効果を有する。是れ迄は、我國の物價並に俸給、賃銀等が歐米各國の夫れに比して餘りに低位にあつた故に、經濟的見地より之を見れば、我國の上流社會は先進國の中流社會に相當し、又我國の中流階級は西洋諸國の勞働者階級に比敵するに過ぎなかつた。勿論、歐米各國に於ける物價騰貴の率は我國の夫れに劣つては居らないのである

が、我國に於ける個人所得の増率は、概して云へば、諸外國の夫れに凌駕して居ると思はれる従つて、我國の經濟的地位は、歐洲戰爭の爲めに、相對的に幾分か高かまつたことに爲つてゐる。而かも將來我國が此新しき地位を維持し得るか否やは、又更に一層高き地位を獲得するに至るか否やは、今後に於ける國民の覺悟と努力との如何に依りて定まる可き運命である。